

議案第9号

大野市ひとり親家庭等児童就学支度金の支給に関する規則の全部を改正する規則案

令和8年3月26日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

ひとり親家庭の経済的負担軽減を図るとともに義務教育終了後のこどもたちの未来を応援するため、支援金の支給時期等を改正するため

## 大野市教育委員会規則第 号

### 大野市ひとり親家庭等児童就学支度金の支給に関する規則の全部を改正する 規則案

大野市ひとり親家庭等児童就学支度金の支給に関する規則（昭和48年規則第18号）の全部を次のように改正する。

### 大野市ひとり親家庭高等学校就学等支度金の支給に関する規則

#### （目的）

第1条 この規則は、市内に居住するひとり親家庭の生徒が中学校を卒業する際、高等学校就学等支度金（以下「支度金」という。）を支給することにより、高等学校就学等に係る経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親家庭 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条に規定する受給資格者が属する世帯又は大野市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和53年条例第19号）第3条に規定する助成対象者が属する世帯
- (2) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める高等学校又は高等専門学校

#### （支給及び支給額）

第3条 市長は、ひとり親家庭の生徒が中学校を卒業する際、生徒を監護又は養育する者に支度金を支給する。

2 支度金の額は、生徒1人につき25,000円とする。ただし、対象者が改正前の大野市ひとり親家庭等児童就学支度金の支給に関する規則（昭和48年規則第18号）に定める支度金の支給を受けている場合には、その額を差し引く。

#### （支度金の申請）

第4条 支度金の支給を受けようとする者は、ひとり親家庭高等学校就学等支度金

支給申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（支給の決定通知書）

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、ひとり親家庭高等学校就学等支度金（支給・不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（支給額の返還）

第6条 市長は、支度金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) この規則に規定する支給条件等に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、不正の事実があると認められるとき。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、ひとり親家庭高等学校就学等支度金の支給に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大野市ひとり親家庭高等学校就学等支度金支給申請書兼請求書

年 月 日

大野市長 様

申請者 住所

氏名

㊞

電話番号

生徒氏名	生年月日	申請者との続柄	入学学校名等	申請者と同居・別居の別
	年 月 日			同居・別居
	年 月 日			同居・別居
	年 月 日			同居・別居
振込先	金融機関名	普通	フリガナ	口座
	支店名	当座	名義	番号
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当又は母子家庭等医療費の振込口座				

本支度金の支給のために大野市で保管する住民台帳記録情報、住民税情報及びその他受給に必要な最小限の情報について、教育委員会が利用することについて同意します。

様

大野市長

大野市ひとり親家庭高等学校就学等支度金（支給・不支給）決定通知書

年 月 日付で申請のありました、大野市ひとり親家庭高等学校就学等支度金の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 支給・不支給の別	支給 ・ 不支給				
2 支給決定額	円				
3 対象生徒氏名					
4 入学学校名等					
5 支払日	年 月 日				
6 振込先	金融機関名	支店名	口座種類	口座番号	フリガナ名義
			普通当座		
7 不支給の理由					